

指定管理者の指定について

指定管理者を次のように指定する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 施設の名称 熊本市男女共同参画センターはあもにい
- 2 指定管理者 はあもにい管理運営共同企業体
代表者 熊本市中央区大江 6 丁目 24 番 19 号
九州総合サービス 株式会社
代表取締役 尾池 千佳子

熊本市中央区山崎町 30 番地
熊本産業文化振興 株式会社
代表取締役 入杉 三久

熊本市中央区上通町 2-17 びぶれす熊日会館 7 階
有限会社 ミューズプランニング
代表取締役 藤井 宥貴子
- 3 指定期間 自 令和 4 年 4 月 1 日
至 令和 9 年 3 月 31 日

(提出理由)

熊本市男女共同参画センターはあもにいの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。